

令和 5 年第 2 回（6 月）大瀧村議会定例会
 総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招集年月日	令和 5 年 6 月 9 日（金）		
招集場所	役場 2 階 「第 1 会議室」		
開会日時	令和 5 年 6 月 9 日（木）13:30～16:50		
出席委員 (6名)	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委員 三村 敏子
	委員 菅原 史夫	委員 戸部 誉	委員 石井 雅樹
欠席委員 (0名)			
出席職員 (21名)	<p>【特別職】</p> <p>副村長 工藤 敏行</p> <p>【議会事務局】</p> <p>事務局長 近藤 綾子</p> <p>【総務企画課】</p> <p>課長 薄井 伯征 課長補佐 遠藤 有子 主査 小形谷 範子</p> <p>主査 庄司 都志哉 主査 菅原 聡</p> <p>【税務会計課】</p> <p>課長 伊東 寛 主査 宮田 文美 主査 石川 猛</p> <p>主事 木村 圭吾</p> <p>【福祉保健課】</p> <p>課長 北嶋 学 課長補佐 小林 豊 主任 小貫 智美</p> <p>主任 木阪 望 主事 安田 麻鈴</p> <p>【保健センター】</p> <p>主査 渡辺 祥達</p> <p>【教育委員会】</p> <p>教育長 北林 強 次長 宮田 雅人 主査 池田 龍成</p> <p>主任 畠山 友伴</p>		

付託事件	議案第 31 号 大瀧村村税条例の一部を改正する条例案
	議案第 32 号 大瀧村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
	議案第 34 号 普通財産の貸付について
	議案第 35 号 普通財産の貸付について
	議案第 36 号 令和 5 年度大瀧村一般会計補正予算案

議案第 37 号	令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第 38 号	令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 39 号	令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
報告第 1 号	大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
陳情第 6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>(開会 13:30)</p> <p>ただいまより、総務福祉教育常任委員会を開会します。</p> <p>ただいまの出席委員数は 6 名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。</p> <p>本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案および陳情等を確認します。</p> <p>議案第 31 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例案」、 議案第 32 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、 議案第 34 号「普通財産の貸付について」、 議案第 35 号「普通財産の貸付について」、 議案第 36 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」、 議案第 37 号「令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、 議案第 38 号「令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 39 号「令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」、 報告第 1 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」 並びに陳情第 6 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」、</p> <p>以上 10 件です。</p> <p>それでは当委員会に付託された案件について審査に入ります。</p> <p>審査の順番ですが、初めに議会事務局・総務企画課・税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課関係そして教育委員会の順に進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第 1 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について当局の説明を求めます。</p>
石川主査	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
松本委員長	それでは、ただいまの当局からの説明について、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原（史）委員	要は今まで0だったものが今後、2分の1になるということですか。
石川主査	菅原委員のおっしゃる通りで、具体的には、事業者にとってみるとこれまで償却資産が零であったのが、2分の1の課税対象となるものです。
菅原（史）委員	中小企業者の範囲には個人の事業者も入るのですか。それとも法人化した中小企業者だけが対象ですか。
石川主査	資料では中小企業者と記載しておりますが、中小企業者等ということで、必ずしも株式会社、有限会社の法人化しているもののみを指すわけではありません。
菅原（史）委員	対象の範囲は。例えば農業者は対象となりますか。
石川主査	中小企業法で定められたものとなりますが、具体的には、資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時雇用する従業員数が1,000人以下の法人、常時雇用する従業員が1,000人以下の個人というのが中小事業者等の定義となっております。
黒瀬副委員長	関連ですけど、要するに今回、0から2分の1になるのは特例を受けて、今まで零で課税されてなかった事業者、設備ということですよ。
石川主査	<p>これまで特例措置を受けていた方が購入した機械等ではなく、これから取得する対象の償却資産に係る措置となります。</p> <p>参考までに、これまでいわゆる0特例を活用した事例はなく、実績がないまま3月末を迎えております。</p>
松本委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>それではないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手、挙手をしない場合は、反対いたします。</p>
松本委員長	<p>それでは審議の順番ですが、先に報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。よって、報告第1号は全会一致により承認すべきものと決しました。</p> <p>それでは次に、議案第31号「大潟村村税条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
石川主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。</p>
菅原(史)委員	<p>森林環境税について、一人1,000円とのことですが、非課税世帯も課税になりますか。</p>
石川主査	<p>森林環境税が課される個人については、市町村の個人住民税の均等割が課される者ですので、均等割が非課税の方については、森林環境税も課されません。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手、挙手をしない場合は反対といたします。</p>
松本委員長	<p>それでは議案第 31 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例案」について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松本委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。よって議案第 31 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 32 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
石川主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原（史）委員	<p>確かにこれは税務関係ですが、福祉保健課も関わってくると思います。昨日の村長報告の中でも、この国保の激変緩和も含めて、県から今後の納付金の算定方法だとか、激変緩和措置の新たな提案があったという報告があって、その内容も一緒にみないと、判断できないと思います。全員協議会のときに、過去 5 年間の納付金額の推移や過去 5 年間の賦課上限額などを出してほしいと話したつもりです。それは福祉保健課の方で出すのかもしれませんが、今これを議論する中でそれも必要になってくると思いますが、それについては、どうなのでしょう。</p>
工藤副村長	<p>確かにおっしゃる通りで、今回、県からの説明もありますので、福祉保健課からの説明後、これも含めて採決していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(14:03)</p>
松本委員長	<p>再開します。(14:16)</p>
北嶋課長	<p>それでは私の方からは 6 月 7 日、県の国保医療室の室長それから班長、担当者</p>

発言者	発言要旨
	<p>が来庁されまして、今年度以降の事業納付金関係の説明を受けたことにつきましてご報告させていただきます。</p> <p>国の予算、これはこれまで皆さんにもお話していた通り、激変緩和措置分の国の予算については、令和5年度で終了するという事となっております。</p> <p>令和6年度からにはなるわけですが、県の特別調整交付金を用いた激変緩和措置とそれから事業納付金の算定方法を変更するという事で、今後進んでいきたいということで説明がありました。事業納付金の金額は例年であれば、11月ぐらいに決定されてこちらの方に情報が来るということで、12月議会でご報告できるのかなと思います。事業納付金の金額が決定されて、激変緩和分、事業納付金を減額する形で予算措置するというような説明を受けたところであります。</p> <p>中身につきましてはこれまでの事業納付金の算定方法の変更ということで、ちょっと言葉で表すのは難しいわけですが、これまで村であまり恩恵を受けておらなかったところを、全県で負担といいますか、分散させて、県内25市町村全てに恩恵が受けられるようなかたちを取りたいというような話をされたところです。</p> <p>副村長も話ししてはいましたが、今後も担当者レベルでのワーキンググループ会議や、あるいは主管課長会議の中で税率等も含めて、県内市町村で一本化に向けた協議を進めていきたいということとしております。</p> <p>県内の完全統一については、令和15年度を予定していると説明を受けたところです。以上です。</p>
松本委員長	休憩します。(14:21)
松本委員長	再開します。(14:27)
菅原(史)委員	県納付金の推移について、教えてください。
木阪主任	事業納付金ですが、令和4年度は、5億1,769万5,378円で、令和5年度が5億4,406万8,019円となっております。
菅原(史)委員	<p>県が主導的に国民健康保険税から納付金を徴収するようになって5年ほど経つと思うのですが、全員協議会で、これまでの納付金の推移を資料として示してほしいとお願いしたと思うのですが。</p> <p>5年間の納付金額の推移、国民健康保険税額の上昇の推移、こうしたものが議論をする中では必要かと思えます。</p>

発言者	発言要旨
北嶋課長	認識の誤りがあり申し訳ありません。事業納付金が始まった後からの推移と理解しておりました。
近藤事務局長	全員協議会で配布した資料①の方で示しております。
松本委員長	休憩します。(14:30)
松本委員長	再開します。(14:46) 他に質疑ございませんか。
戸部委員	基金について、繰入可能な残額の今後の見込みは如何でしょうか。
石川主査	あくまで予算ベースとなりますが、今回の繰入をもって全額支出となり、残額は0円となります。
菅原(史)委員	令和5年度の県納付金が5億4,000万とかという話だったかと思うのですが、今回の提案ではこれに対応するべく基金の全額を崩すという事でしょうか。
石川主査	資料でお示ししている試算からも、当初予算比から1億2,200万円の不足が生じ、これは6,500万円の激変緩和交付金を含む前提においてとなります。この不足分について、基金の全額を投入する事としております。
菅原(史)委員	基金を全額崩す事となれば、次年度以降の運営についてどう考えますか。
石川主査	<p>税務の話ではなく、全体の運営という事かと思いますが、税務サイドとしては、現実に激変緩和措置が継続するというお話もありますが、これまでの推移のような額は見込めないという話もありますので、これにより生じる不足分を税負担の上昇という事のみで求めるは、現実的な話厳しいかと思えます。</p> <p>今回、0.95%の税率上昇によって1,200万から1,300万円の税収増となりますが、1億2,000万円の不足を税率の上昇のみで対応するというのは、現実的に難しいのではないのでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	<p>令和6年度以降の事も考えていかなければならない判断になるのですが、当局からの説明では、お話のあったように税率でカバーしますといったような話にならざるを得ません。今年度以降の県納付金についてまだ、示しが無いかとは思いますが、仮にこちらの方からこれ以上は出せないといった場合に生じるデメリットはどんな感じでしょうか。再度伺います。</p>
工藤副村長	<p>まず、納付金を納めないという事になれば、無保険者となってしまい全額自己負担の医療費支払となってしまいます。</p> <p>次年度の激変緩和措置額が、村の実態に合ったものになるよう、ワーキンググループに問いかけていき、理解してもらう事が必要だと思います。</p> <p>補足しますと例えば、次年度の激変緩和措置がこちらの所要額の半分にも満たないとなった場合に、その不足を求めるとすると、一般会計からの繰入しかないのですが、繰入をすると激変緩和措置そのものが無くなってしまふとの事です。これを解決しないといけないと思います。</p>
菅原（史）委員	<p>次年度以降がどうなっていくのかという事を、先程のワーキンググループへの提案を含めて、スピード感を持って動いて頂かないと非常に厳しい事態に直面することになります。</p> <p>副村長、この目途は立ちそうでしょうか。</p>
工藤副村長	<p>なかなか難しいかと思いますが、税負担増のパーセンテージが出たときに、各担当がどのような反応を示すのか、県がどのような反応を示すのか、これだけの乖離があるということを認識し、判断して頂けたらと思います。</p>
松本委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手、挙手をしない場合は反対といたします。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>それでは議案第 32 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。よって議案第 32 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>休憩します。(14:55)</p>
松本委員長	<p>再開します。(15:07)</p> <p>それでは、議案第 34 号及び議案第 35 号「普通財産の貸付について」、当局より説明を求めます。</p>
小形谷主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>今回貸付予定の土地の地番は連続してませんが、村営住宅を解体した土地はどこになりますか。</p>
小形谷主査	<p>北 1 丁目 1 番地 8、9、10 と 11 の一部が解体した土地になります。</p>
三村委員	<p>雑種地はどこになりますか。</p>
小形谷主査	<p>村道沿いになります。</p>
黒瀬副委員長	<p>集合住宅は何棟何戸になるのですか。</p> <p>北 1 丁目 1 番地 1 の東側、村道に沿った南北のラインが北 1 丁目 1 番地 1 になります。</p>
小形谷主査	<p>1 棟 15 戸です。内訳としては、3LDK メゾネットタイプが 3 戸、3LDK 重層タイプが 6 戸、2LDK が 6 戸となります。</p>
黒瀬副委員長	<p>集合住宅の入口はどのようになりますか。</p>

発言者	発言要旨
小形谷主査	現在の集合住宅と同様、南側に向かっての入口となります。
松本委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手、挙手をしない場合は反対といたします。</p>
松本委員長	<p>それでは議案第 34 号「普通財産の貸付について」、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 34 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>それでは議案第 35 号「普通財産の貸付について」、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 35 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 36 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案（2）」について、当局より説明を求めます。</p>
近藤事務局長 庄司主査 遠藤課長補佐	<p>【資料に基づき説明】</p>

発言者	発言要旨
小形谷主査 菅原主査 宮田主査	
石井委員	暮らしの応援商品券について、7,000 円とした根拠はどのようなものでしょうか。
小形谷主査	先ほどもご説明しましたが、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業であり、そのうち推奨事業メニュー分の19,290 千円を活用することとしておりますので、全村民の人数で割り返し、さらに若干の一般財源の持ち出しを含めて、妥当な金額を設定しています。
石井委員	開始時期はいつ頃でしょうか。
小形谷主査	8 月のお盆前には使用できるようにしたいと思います。
黒瀬副委員長	OA 費で計上している事業は事業費そのものの増によるのでしょうか。
菅原主査	元々、561 千円をライセンス更新代として措置しておりましたが、機器の更新やサーバーへアクセスするためのクライアント側のライセンスについても更新する必要があることから増額するものです。
松本委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	質疑を終結します。 休憩します。(15:25)
松本委員長	再開いたします。(15:31)
松本委員長	議案第 31 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
渡辺主査 小貫主任 安田主事	
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>健康づくり推進事業ですけど、大潟村の人たちは農家が多く、定年がないので、健康寿命も長いというふうに自分では理解しているんですが、そういう村を大学が研究対象として研究させてほしいってことはわかります。これをやることになったきっかけ、大学にお願いすることになったきっかけというのはどんな理由でこれをやることになったんでしょうか。</p>
北嶋課長	<p>三村委員のからの質問ですが、最初は、モール温泉を活用して村の健康作り増進に努めたいというところから始まっております。その中で先ほど、秋田大学との連携協定という話がありましたが、様々項目はあるわけですが、うちの一つとしまして、健康づくりというものをあげております。その経緯の中で今回、補正をお願いしているというものになります。</p>
三村委員	<p>温泉活用のことから、ということでしたか。そうすると温泉の効能というか、温泉に入ることによって健康づくりができるということで温泉のPRを考えた事業でしょうか。</p>
北嶋課長	<p>おっしゃる通りといたしますか、温泉の効能も含めて、そういった疲労回復ですとか、そういったPRができるのではないかなと思っております。</p>
三村委員	<p>始まっていないので、自分としてはよくわからないんですけど、本当に健康な村民が増えていくってことを目指すことかとは思いますが、どんなふうに、健康教室を開くとか、講演を開いてこういう結果でした、ということになっていくのでしょうか。</p>
北嶋課長	<p>こういった個人のデータを取ることによって、各人のその日、疲労度の回復度等をデータ化しまして、それで村の方や講習会等でフィードバックできるような、そういったものも将来的にはやっていければと考えております</p>

発言者	発言要旨
三村委員	<p>が、まだそこまで大学の先生たちとも詰めておりませんのでこういった村の要望というものを示して調整していきたいと思っています。</p> <p>これには診療所の先生も関わっていくのでしょうか？診療所の先生の方針としてはあまり薬を出さず、薬の副作用の関係を強く心配されている先生かなと思うんですけど。</p> <p>そういうところも村の人の健康にとって大事かなと思っていますが、いかがでしょうか。</p>
北嶋課長	<p>診療所の先生というよりは正和会の方とも医学的なことで関わってもいただくというようなことになっています。</p> <p>診療所の方では例えば、血液検査ですとか、あるいは心拍数ですとか、スマートウォッチで出たデータですとか、分析等々も秋田大学の方と協力はしていただけるというふうな形になっております。</p> <p>先ほど申しあげましたように、温泉を使ったということで、例えば、村の温泉と人工的な炭酸泉との比較で、どういった疲労度の回復が見られるのかですとか、そういったところを考えているというような話は聞いております。</p>
黒瀬副委員長	<p>今の事業に関連してなんですけど、今年はデータを取って、来年以降、温泉の方で実施をしながら、8年ぐらいからまた、っていう話なんで、複数年の事業になるんですけども。</p> <p>この先、今回100万円ちょっとだったんですけども、この先の総額としてどの程度を見ているような事業なんでしょうか。</p>
渡辺主査	<p>今のところ、あくまで秋田大学からの要望額ですけれども、令和6年度に320万円ほどの委託契約をしていただきたいという要望を受けております。</p> <p>ただ、内容を見ますと、どこまで村がみるべき経費なのか、疑問なところもありますので、内容を精査した上で、令和6年度の当初予算に計上するなどしたいと考えております。</p> <p>令和7年度以降の経費につきましては、交通費と人件費程度ですのでそんなに大きな額にはならないと大学の方では話しておりました。</p>
戸部委員	<p>児童保護の件になるんですけども、これ前もあったんですけども、いずれその一時的なシェルター的な期間っていう感じで、移るということなんだけど</p>

発言者	発言要旨
安田主事	<p>も、村の方とは連絡を取り合える状況には、あるのかなということと、児童の保護措置ってということで、その児童というのは何歳ぐらいまでの方、義務教育を受けている人なのか。</p> <p>高校までは多分児童とは言わないだろうけども、どこら辺までの子供が対象になっているのかっていう点。お願いします。</p> <p>入所できる子供の年齢に関しては、18歳未満の子供を養育している母子家庭が対象ということになっております。</p> <p>入所している方との連絡に関しましては、直接やり取りはしてなくて、施設を通して連絡というのは取り合っているような状況です。</p>
戸部委員	<p>わかりました。</p> <p>いずれ、村民っていろんな理由があってこういう形になると思うんです。プライバシーの内容が、過去にもそれで悲しい事故事件があったりしたこともあるので、情報の漏洩っていうのは、非常に気を使っていたきたいなっていうのは、お願いです。</p>
菅原（史）委員	<p>保健センターの方で3月の時に、健康カルテと母子モアプリ等の連携の話をさせていただいて、要は国からの補助が200万、300万でしたか、満額まだ使ってないっていう話だったんで、それも含めて6月議会の補正も含めて検討するっていうふうに答えをもらっていたはずなんですけど、その後の検討はどのような感じになったのか、今回出てないんですけど、そこを教えていただければというふうに思います。</p>
渡辺主査	<p>3月の委員会の時点で他に有利な補助金がないか検討しますというふうに回答しました。</p> <p>その補助金を探していたんですけども、保健センターに関する事業で、デジタル化に関する補助金ということで補助率2分の1の補助金がありました。そちらの方が使えそうですので、そちらの方を使えないか今検討しているという状況です。</p> <p>そちらの方を使うことができるとすれば、200万の交付金を使うよりは多くの補助金がもらえることになりますので、そちらの方をぜひ使えるように進めていきたいと思っております。</p>
菅原（史）委員	<p>そうすると、次回の議会か何かの補正で、っていう感じになるんですかね。</p>

発言者	発言要旨
北嶋課長	<p>内部の方で検討しているところではあるんですけども、今現在、渡辺の方でお話した申請が今のところ来ていないというようなことで、年度途中での補正対応というよりであれば、ちょっと時期は遅れますけども、最悪でも新年度の方で対応していければなというふうに思っていて、来年度予算の方で対応していければと思っています。</p>
菅原（史）委員	<p>確かに緊急性のあるっていう話でもないとは思んですけど。 ただ、今国がデジタル化ということでかなりいろんな分野で進めていまして、そういう中で追い風といいますかそういうものを、出てきたものはすぐに活用するっていうのも一つの方法だと思いますんで。 予算化はされているんですよね、国の方で。 今言っていたやつは、予算化されていて、まだ要望調査っていうかその辺はされていないってことなんですか。それで、こっちから、まだ申請できる時期ではないっていう理解なんですか。</p>
渡辺主査	<p>まだ要望調査が来ていないという状況です。 この補助金を知ったのが令和5年度こういう事業があります、と県からの通知文を調べてその事業を見つけました。</p>
菅原（史）委員	<p>この補助金に限らず、県からこういうような補助金がありますといった場合に、当然申請の期日だとかそういうのも当然連絡が来るとは思うんですけど。 それについてのやり取り問い合わせっていうのは、直接はしないもんなんですか。要は何も期日が決まっていなければ要綱はまだ決まってない、要綱もまだはっきりとそこには明記されてなければいつ頃になるんですかとかそういうようなやり取りっていうのは、しないもんなんですかね。</p>
北嶋課長	<p>問い合わせ自体は可能だと思っております。こちらでアクションしないのかというふうな感じにはなろうかと思えますけども、いつぐらいになるか後の問い合わせは県の方にはできる状態ではあると思えます。 早速っていうわけではありませんけども、やっていきたいというふうに思います。</p>
松本委員長	<p>関連して、先ほど総括で質問したデジタル田園都市の補助金推進交付金で</p>

発言者	発言要旨
	すか。やろうとしているのは。
北嶋課長	デジタル田園都市交付金とは違います。
松本委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結します。 次に、議案第 37 号「令和 5 年度、大潟村診療所特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
北嶋課長	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局の説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 37 号「令和 5 年度、大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 37 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 38 号「令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
木阪主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局の説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第 38 号「令和 5 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	【全員挙手】
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 38 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 39 号「令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。</p>
小林課長補佐	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局の説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	この特養分の収益還付金ですけど、これはどういう理由によりますでしょうか。
小林課長補佐	収益が出た指定管理料が下がったところが主なところですが、昨年度退職した看護師 1 名の減、また常勤の人が非常勤になったことなどにより雇用形態の変更ということで、指定管理料が若干下がりました。

発言者	発言要旨
三村委員	<p>以前も看護師のことが基になって還付があったってということもありました。</p> <p>常勤の方が非常勤になっているとか、職員数とか十分に足りているのか、非常に忙しそうで大変そうなのと、それから職員の給料っていうか、そういうことはもう指定管理で決定されていけば、それ以上に上げたりはするのは国の方でなんで、資格を取っていくとその分が国の方で上乘せになるっていうのがあるとは思いますが。</p> <p>還付する分を職員の給料とかに上乘せするとか職員数をもう少し増やすとか、そういうふうなことは自由にはできないってということなんですか。</p>
小林課長補佐	<p>基になった要因は、そういった職員の減ということですがけれども、実際には指定管理を行って、給料はしっかりと事業所の方から支払って、その上で収益が上回ったため、2分の1を返還するということでもあります。</p>
三村委員	<p>介護の方の介護サービスですので、そこから収益を上げていくっていうような仕事っていうよりも、サービスとしてどれだけ特養利用されている方かが十分なサービスを受けているかっていうところも考えないといけないと思うので、そういうことに関して村としては、看護師、これ今どういう説明だったか忘れてしまいましたけど、元の看護師のこととか、以前は、確か1人辞められたけれど定数には達しているっていうことだったとは思いますが、そういうサービスの低下になっていないかそれから職員の働き方が大丈夫なのか、っていうようなことに関しては、村の方ではどのように見られているのでしょうか。</p>
小林課長補佐	<p>ひだまり苑の事業所の方とは定期的にそういったお話をしますけれども、足りないというところとかは話が出ていません。</p> <p>また、こちらの重要事項説明書、人数が足りているか足りてないかというところの報告も受けていますが、人数については足りているという報告になっております。</p>
三村委員	<p>そうすれば、ひだまり苑の方から特に村の方に要望があったりとかそういうことはないってということですね。</p>
小林課長補佐	<p>現在のところ、私の方にはそういった要望はありません。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第 39 号「令和 5 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 39 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>次に、教育委員会部分の審査に移りますので、当局は交代してください。暫時休憩します。(16:18)</p>
松本委員長	<p>再開いたします。(16:20)</p> <p>議案第 36 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部分について当局の説明を求めます。</p>
畠山主任	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>ALT の方が帰国されることになってしまったのはどういった理由だったのでしょうか。</p>
北林教育長	<p>主な理由は体調不良とのことです。現在の ALT は、アメリカにいた頃から</p>

発言者	発言要旨
三村委員	<p>持病があったようです。また、日本に来て 12 月くらいからひどい頭痛が続くようになりました。</p> <p>教育委員会の担当者も何回か病院に連れて行きましたが、本人が健康に自信がないということが大きな要因です。ゴールデンウィーク前から 1 ヶ月程度、勤務できない状態が続きました。5 月の中旬くらいから大分体調も良くなって通常どおり勤務をしております。</p> <p>本人の希望で、一旦ハワイに帰るとのことです。</p> <p>なお、次に来られる ALT について本日内示がありまして、アメリカのバージニア州リッチモンドの 26 歳男性の ALT が、8 月に赴任する予定となっています。</p> <p>以前は公民館の英会話教室を ALT が担当していましたが、現在は国際交流員の方が担当しています。そのことで ALT が村民と触れ合う機会が少なくなってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>持病が原因ということであれば仕方ない面もあるとは思いますが、人によるのかもしれませんが、もう少し何か ALT の方と村民が接する機会を増やすことが必要ではないかなと思います。その点はいかがでしょう。</p>
北林教育長	<p>まず、英会話教室は、公民館主催ではなく有志の集まりです。</p> <p>また、その英会話教室には ALT も参加しておりました。</p> <p>それから、三村委員から人によるのではないかという意見がありました。私もそのとおりだと思います。前のクリストファーさんはとにかく社交的で、村民ともどんどん触れ合っていました。その前のローランドさんは、口数は多くなかったのですが、村民のことが大好きで、村民もローランドさんのことが大好きで、6 年間、大瀨村におりました。</p> <p>ご存知の通り、前は国際交流員がいなかったもので、その役割も村民が ALT に求めたのだと思いますが、国際交流員がいる現在は、中学校長からは ALT は ALT の仕事に専念させて欲しいという意見がありました。</p> <p>しかしそれだけではお互いよくないので、例えばローランドさんの場合は、水曜日の午前中にこども園で、「ローランド先生と遊ぼう」という時間を毎週 30 分とって、6 年間ずっとやっていただきました。クリストファーさんは、定期的ではなかったのですが、こども園に行っているいろいろやっていただきました。</p> <p>その他にもいろんな国際交流の場で、ALT には積極的に参画していただいておりますので、ALT だから、国際交流員だから、という区別はないと思っ</p>

発言者	発言要旨
三村委員	<p>ています。</p> <p>ただ、主業務は学校教育ということではき違えないようにしたいということで、学校と連携を取っているところであります。</p> <p>中学校としては、ALTに来ていただいた方がいいという意向なのでしょうか。小学校ではずっと同じ方に委託しているようですが、中学校もそういう形の方が良いというような意見はありませんか。</p>
北林教育長	<p>全くございません。</p> <p>ALTの場合は国からの補助がありますが、ブライアン先生に委託する場合、週に2回で年間相当の額の村負担が発生します。もちろん、それ以上に成果は上がっていると思います。</p>
松本委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の質疑を終結いたします。</p>
松本委員長	<p>暫時休憩いたします。(16:38)</p>
松本委員長	<p>再開します。(16:43)</p> <p>休憩前に引き続き、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について討論を行います。討論はございませんか。</p>
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>討論を終結し、採決を行います。</p> <p>採決は挙手によって行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>議案第 36 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に陳情第 6 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を議題といたします。</p> <p>初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。</p> <p>【資料黙読】</p>
松本委員長	資料の黙読が終わりましたので意見を求めます。意見ございませんか。
菅原（史）委員	内容が多岐に渡っていますが、内容について全体的に賛同できると思います。内容中、戸籍等への「氏名の振り仮名」の追加という事務が発生すると書かれていますが、そのようなことが要請されているのですか。
北嶋課長	<p>いわゆる今流行りの「キラキラネーム」等について、振り仮名を振ることで普通に読める方と分け隔てなく判読を円滑にするためという要因もあります。</p> <p>業務への負荷については、今までなかったものですので確かに負荷は係ると思います。</p>
菅原（史）委員	森林環境税関連の項目については、この村にしてみれば、除いてほしいなというふうには思います。
戸部委員	<p>今の意見に同意します。</p> <p>森林環境税部分を除くとしたら、本日時間を割いて議論した国民健康保険税の事も追加してもいいのではないかと思います。これは意見書であるとは理解していますが、ここの自治体の状況を踏まえた中身にしてもいいのではないかと思います。委員長に判断をお願いするものですが、大潟村の現状も加味してもいいのではないかと思います。</p> <p>例え追加しなくても、賛成します。</p>
石井委員	陳情に大きな違和感もないと思いますので賛成します。
黒瀬副委員長	私も賛成します。

発言者	発言要旨
三村委員	私も菅原委員と同様、森林環境税部分を除いて採択したいと思います。
松本委員長	他にご意見ありませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、皆さんから意見が出ましたので、採決いたします。 陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」については、全会一致により採択すべきものと決しました。 採択と決したことにより、最終日の本会議において、意見書案を提出する必要があります。 意見書案の作成はどのようにしましょうか？
菅原（史）委員	9番の項目については、外してもいいかなと思いますが、全体的な事は委員長にお任せします。
松本委員長	それではそのようにいたします。 なお提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただいまの採決で挙手をされた方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。
松本委員長	以上で、当委員会に付託された全ての議案については審議を全て終了します。 (閉会 16:50)